

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】令和6年11月19日(2024.11.19)

【国際公開番号】WO2024/134961

【出願番号】特願2023-547400(P2023-547400)

【国際特許分類】

A 2 3 L 2/00(2006.01)

C 1 2 C 5/02(2006.01)

C 1 2 C 7/04(2006.01)

C 1 2 C 11/00(2006.01)

C 1 2 C 11/11(2019.01)

C 1 2 C 12/04(2006.01)

C 1 2 C 7/00(2006.01)

C 1 2 H 3/00(2019.01)

A 2 3 L 2/38(2021.01)

A 2 3 L 2/56(2006.01)

A 2 3 L 2/52(2006.01)

10

【F I】

A 2 3 L 2/00

B

20

C 1 2 C 5/02

C 1 2 C 7/04

C 1 2 C 11/00

A

C 1 2 C 11/11

C 1 2 C 12/04

C 1 2 C 7/00

A

C 1 2 H 3/00

A 2 3 L 2/00

T

A 2 3 L 2/00

H

A 2 3 L 2/38

J

30

A 2 3 L 2/56

A 2 3 L 2/52

【手続補正書】

【提出日】令和6年3月27日(2024.3.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

40

【特許請求の範囲】

【請求項1】

5 - メチル - 2 - フルフラールの含有量が10 p p b以上である非アルコールビールテイスト飲料であって、以下の条件：

(a) - ユーデスモールの含有量が0.1 p p b以上である；および

(b)カプリル酸の含有量が0.3 p p m以上である、

のいずれかを満たし、脱アルコール麦汁発酵液を原料とする、非アルコールビールテイスト飲料。

【請求項2】

前記条件(a)および(b)の両方を満たす、請求項1に記載の非アルコールビールテイスト

50

ト飲料。

【請求項 3】

アルコール（エタノール）濃度が 0.005 v/v % 未満である、請求項 1 または 2 に記載の非アルコールビールテイスト飲料。

【請求項 4】

- ユーデスモールの含有量が 0.1 ~ 400 ppb である、請求項 1 または 2 に記載の非アルコールビールテイスト飲料。

【請求項 5】

カプリル酸の含有量が 0.3 ~ 5.0 ppm である、請求項 1 または 2 に記載の非アルコールビールテイスト飲料。

10

【請求項 6】

5 - メチル - 2 - フルフラールの含有量を 10 ppb 以上である非アルコールビールテイスト飲料を製造する方法であって、前記非アルコールビールテイスト飲料が、以下の条件：

(a) - ユーデスモールの含有量が 0.1 ppb 以上である；および

(b) カプリル酸の含有量が 0.3 ppm 以上である、

のいずれかを満たすように、- ユーデスモールおよび/またはカプリル酸の含有量を調整する工程、を含んでなり、前記非アルコールビールテイスト飲料が脱アルコール麦汁発酵液を原料とするものである、方法。

【請求項 7】

20

前記非アルコールビールテイスト飲料のアルコール（エタノール）濃度が 0.005 v/v % 未満である、請求項 6 に記載の方法。

【請求項 8】

5 - メチル - 2 - フルフラールの含有量を 10 ppb 以上である非アルコールビールテイスト飲料における醤油様香を低減する方法であって、前記非アルコールビールテイスト飲料が、以下の条件：

(a) - ユーデスモールの含有量が 0.1 ppb 以上である；および

(b) カプリル酸の含有量が 0.3 ppm 以上である、

のいずれかを満たすように、- ユーデスモールおよび/またはカプリル酸の含有量を調整する工程、を含んでなり、前記非アルコールビールテイスト飲料が脱アルコール麦汁発酵液を原料とするものである、方法。

30

【請求項 9】

前記非アルコールビールテイスト飲料のアルコール（エタノール）濃度が 0.005 v/v % 未満である、請求項 8 に記載の方法。

40

50